

## 栃木県後期高齢者医療広域連合議会事務局処務規程

平成19年3月28日

議会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、栃木県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例（平成19年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第21号）第2条の規定に基づき、議会事務局（以下「事務局」という。）の処務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(分掌事務)

第2条 事務局の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 議員の身分及び報酬等に関すること。
- (2) 議会の会議及び議決事項の処理に関すること。
- (3) 議員提案に関すること。
- (4) 請願及び陳情に関すること。
- (5) 議会関係例規の制定改廃に関すること。
- (6) 議会の会議録の調製及び保管に関すること。
- (7) 事務の調査並びに資料及び図書収集、保存及び整理に関すること。
- (8) 公印の保管に関すること。
- (9) その他議会に関すること。

(事務局長)

第3条 事務局長は、議長の命を受け、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(書記その他職員)

第4条 書記その他職員の担当事務は、事務局長がこれを定め、文書をもって議長に報告しなければならない。

2 職員は、上司の命を受けて、その担任する事務に従事する。

(事務処理)

第5条 事務は、すべて議長の決裁を経なければ処理することができない。ただし、事務局長に決裁させるもの（以下「専決事項」という。）については、この限りでない。

(専決事項)

第6条 事務局長の専決事項は、栃木県後期高齢者医療広域連合決裁規程（平成19年栃木県後期高齢者医療広域連合訓令第1号）に規定する事務局次長の例による。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、文書及び物品の取扱その他の事務処理並びに職員の服務については、広域連合長の事務部局の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。